

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社グループは、経営理念に基づき長期的かつ安定的に発展することを目指しております。企業価値の最大化を図り、企業の社会的責任を果たしていくためには、透明性が高く環境の変化に迅速に対応できる経営体制の確立とコンプライアンス遵守の経営を追求することが不可欠であると考えており、コーポレート・ガバナンス体制の充実を経営の最重要課題と位置づけて積極的に取り組んでまいります。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1 - 2 議決権の電子行使および招集通知の英訳】

現在、当社における機関投資家や海外投資家の比率は相対的に低いため、議決権電子行使プラットフォームの利用や招集通知等の英訳は実施しておりません。今後につきましては、機関投資家や海外投資家の株式保有比率やその推移を踏まえ、導入の検討を行ってまいります。

【補充原則2 - 4 中核人材の登用等における多様性の確保】

ダイバーシティについての考え方、取り組み方針については、原則2 - 4のとおりです。当社は多様なバックグラウンドを持つ人材がリーダー層で活躍しております。女性や外国籍といった特定の人材に対して各々目標は掲げておりませんが、女性の採用や管理職への登用促進、中途採用者の管理職登用も以前から積極的に進めており、年齢・性別・人種・宗教・趣味嗜好等による採用格差や昇格・処遇面での格差は一切設けず、多様性と適材適所を重視した人材戦略を方針としております。

【補充原則3 - 1 英語での情報の開示・提供】

現在、当社における外国人株主数とその所有比率がそれぞれ低いことから、英語での情報開示については行っておりませんが、海外投資家の比率等を注視し、今後検討してまいります。

【補充原則4 - 1 最高経営責任者（CEO）等の後継者計画】

当社は、「人財」は企業にとって最も重要な財産であると考えており、特に社長を含む経営陣幹部及びその候補者を計画的に育成していくことは、持続的な成長を実現する上で欠かせないものであると認識しております。

経営陣幹部候補者については、当社各部門の幹部への登用、またはグループ関係会社の役員として派遣し、早い段階からリーダーや経営の経験を積ませ、育成に努めております。

また、取締役及び監査役候補者の指名にあたっては、透明性及び公平性を確保し、適切な候補者を選定するため、任意の委員会である「指名・報酬委員会」に諮問し、その答申を反映するというプロセスを経た後、取締役会にて決定しております。

代表取締役社長・最高経営責任者（CEO）等の後継者計画は、独立社外取締役を委員長とし独立社外取締役・社外有識者と代表取締役社長・取締役副社長で構成する指名・報酬委員会にて継続的に協議を行っております。

現時点では、事業環境等を踏まえた経営陣幹部に求められる資質に係る具体的な考え方、同計画の策定・運用に取締役会が主体的に関与する具体策は確立に向けた途上にあります。後継者候補を早期に絞り込む弊害などにも十分注意した上で、今後も同計画の実効性を高める具体策の検討を指名・報酬委員会にて継続的に議論をする所存です。

【補充原則4 - 2 客観性・透明性ある手続きによる報酬制度の設計と報酬額の決定】

経営陣の報酬については、【原則3 - 1】( )にてご説明させていただいたとおりとなります。長期的な業績及び株主価値との連動性をより一層高めるための業績連動報酬・株式報酬などのインセンティブプランについては、引き続き検討を進めてまいります。

【補充原則4 - 11 取締役会の多様性と取締役選任に関する方針・手続きの開示】

現在、当社取締役は8名であり取締役会においてより実質的な議論を活発に行うために適切な人数であると考えております。取締役候補者については、社内外を問わず、人格、知見に優れた方を選定しており、特に社外取締役については、会社経営、法律、会計、経営等各専門的分野の知見を有する方を選定し、様々な観点から当社グループの経営戦略の策定や業務執行の監督に参画いただくことで、当社の企業価値の向上を図っていく所存です。

取締役の選任に関する方針・手続きについては、【原則3-1】でご説明させていただいたとおりです。取締役会の多様性については、これまで、当社の事業計画に照らして、期待する役割を担う能力を有するという面に重きを置いた選定となっておりましたが、人材の多様性（ダイバーシティ）が経営や事業に変革を生み、会社の持続的な成長を確保する上で強みとなるという認識に立ち、多様性の確保という視点を加えた取締役候補者の選定に努めてまいります。

なお、スキル・マトリックス等の開示につきましては、指名・報酬委員会に諮問し、検討を行う予定です。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1 - 4 政策保有株式】

該当事項はございません。

今後、政策保有株式を保有するに至った場合には、政策保有の方針、政策保有株式に係る議決権の行使基準、並びに個別の政策保有株式に

係る検証内容について『コーポレートガバナンス報告書』において説明させていただく予定です。

#### 【原則1 - 7 関連当事者間の取引】

当社グループは、取締役会規程及び取締役会決議基準において、取締役又は取締役が実質的に支配する会社と取引を行う場合(競業取引、自己取引又は利益相反取引、以下、総称して「関連当事者取引」という)には、取締役会の承認を得ることとしております。

また、当社及びその関連会社の全役員より、関連当事者の範囲、関連当事者取引の有無、取引の内容等についての報告書である「関連当事者取引回答書」の提出を受けて検証を実施し、関連当事者取引の管理体制を構築しております。

また、監査役監査基準においては、関連当事者取引につき、取締役の義務に違反する事実の有無を監査役が監視、検証することとしております。

#### 【原則2 - 6 . 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社では、特定退職金共済制度による退職金制度を採用しており、確定給付企業年金制度を採用しておりません。

#### 【原則3 - 1 情報開示の充実】

以下の通りです。

( ) 経営理念、経営戦略等を当社ホームページ、決算説明資料で開示しております。

経営理念・・・<https://www.prins.co.jp/company/philosophy.html>

経営戦略等(決算説明資料)・・・[https://www.prins.co.jp/company/ir/library.html#results\\_briefing](https://www.prins.co.jp/company/ir/library.html#results_briefing)

( ) コーポレートガバナンスの基本的な考え方と基本方針を当社ホームページ、コーポレートガバナンスに関する報告書及び有価証券報告書に記載しております。

コーポレートガバナンスの基本的な考え方

<https://www.prins.co.jp/company/ir/governance.html>

有価証券報告書

[https://www.prins.co.jp/\\_file/ja/article/2036/pcn\\_ir\\_file/2/](https://www.prins.co.jp/_file/ja/article/2036/pcn_ir_file/2/)

( ) 当社の取締役の報酬は、2021年8月30日開催の第33回定時株主総会において年額4億円以内(うち、社外取締役分は年額5,000万円以内とし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)と決議をいただいております。報酬限度額の範囲内で、各取締役の責任と業績に対する貢献に応じて決定しております。なお、監査役の報酬は同株主総会において年額5,000万円以内と決議をいただいております。

取締役の報酬制度は、役付に基づく基本報酬と個々の取締役の業績評価に基づく業績評価報酬で構成された固定報酬、及び業績評価に基づく役員賞与(短期インセンティブ)で構成しております。

報酬額決定に当たっては、透明性・公正性を確保するため、過半数を独立社外取締役・社外有識者等で構成される任意の委員会である「指名・報酬委員会」に諮問し、その答申を反映した上で、取締役会にて協議し決定しております。中長期インセンティブや株式報酬については、2018年3月に実施した有償ストックオプションを除いて現時点では導入しておりませんが、株主との価値共有を目的としたインセンティブ・プランの導入は今後検討してまいります。

なお、社外取締役については、業務執行から独立した立場であることから、基本報酬のみで構成された固定報酬としております。監査役につきましても、同じ趣旨により、固定報酬のみとしております。

#### ( ) 取締役候補者の選任

当社グループの持続的な企業価値の向上に資するという観点に基づき、当社の取締役として相応しい高い倫理観と遵法精神を有することに加え、当社グループの経営を的確、公正かつ効率的に遂行するに足る豊富な経験、実績と能力、専門性、当社の取締役としてふさわしい人格及び識見を有すると認められるという要件に基づき選定した候補者を「指名・報酬委員会」に諮問し、その答申を反映するというプロセスを経た後、取締役会にて決定しております。

また、取締役会は、多様性に配慮し、専門知識や経験等のバックグラウンドが異なる多様な人材で構成するよう努めております。

#### 監査役候補者の選任

高い倫理観と遵法精神を有すること、公正不偏かつ独立の立場から経営陣の職務執行を監査し、会社の健全で持続的な成長と中長期的な企業価値の創出、社会的信頼に応える良質な企業統治体制の確立に貢献できること、監査を的確に遂行することが可能な知識や経験を有することを要件とし、これに合致する候補者を監査役に諮問し、その同意を受けると共に、指名・報酬委員会で要件の適格性を審議したうえで、その答申を反映するというプロセスを経た後、取締役会にて決定しております。

また、監査役のうち少なくとも1名は、財務・会計・税務に関する十分な知見を有する者を選任しております。

又は のうち社外役員の候補者を指名する場合

及び、並びに金融商品取引所が定める独立性基準に加え、当社の独立性判断の適用基準に従い、一般株主と利益相反を生じるおそれなく、当社経営陣から独立性を有すると判断する者を選任することとしております。

#### 取締役及び監査役(社外役員を含む)の解任

取締役及び監査役(いずれも社外を含みます)がその任期中、各選定基準の条件の全部又は一部を満たさなくなったときや当社の取締役及び監査役として不適格であると認められるときは、指名・報酬委員会の審議を経た上で、法令にもとづき所定の解任手続をとります。

( ) 取締役及び監査役候補者を指名した理由については、役員選任議案を上程する際の「株主総会招集通知」参考書類に個別に「候補者とした理由」を記載することとしております。

現任の取締役、監査役を候補者に指名した理由については、「第33回定時株主総会招集通知」第3号議案 取締役8名選任の件及び第4号議案 監査役3名選任の件(6ページから20ページ)をご参照ください。

【掲示アドレス】 [https://www.prins.co.jp/\\_file/ja/article/3726/pcn\\_ir\\_file/2/](https://www.prins.co.jp/_file/ja/article/3726/pcn_ir_file/2/)

#### 【補充原則3 - 1 サステナビリティについての取り組み等】

当社は、事業自体が直接「ESG」「SDGs」への貢献となる特徴を有しています。事業拡大を通じて社会的価値を創造し、その成果を株主・役員・社会・会社で分かち合うことにより、各ステークホルダーとの関係を強め、企業価値の持続的な向上を目指すこととし、社会的使命であると考え推進しております。

また、事業以外においても、社会・環境問題に積極的に取り組むとともに、その取り組み状況を株主通信やホームページにて開示しております。

ESGへの取り組み

<https://www.prins.co.jp/company/esg.html>

【補充原則4 - 1 経営陣に対する委任の範囲】

当社は、経営の意思決定・監督機関としての取締役会と、その意思決定に基づく業務執行体制としての経営会議及び各事業セグメント責任者(担当取締役)、執行役員を設け、経営の意思決定と業務執行の分離を進めております。その概要については、当社ホームページやコーポレートガバナンスに関する報告書等にて開示しています。

取締役会は、法令及び定款に定められた事項、当社及びグループ会社の重要事項等を決定しています。

経営会議は、代表取締役社長が議長となり、各事業セグメント責任者(担当取締役)及び執行役員で構成され、取締役会で決定された方針の具体化や複数の事業分野にまたがる課題の対策を協議し、現場の具体的な課題・問題を迅速に察知・対処できる仕組みとしています。なお、常勤監査役は経営会議に毎回出席しております。

担当取締役は、取締役会や経営会議で決定された事業計画に基づき、各事業分野内における施策の決定や業務遂行を行っています。

執行役員は、各事業分野内に置かれる統括部門の責任者として配置され、上位組織で決定された事項に基づき、統括部門における業務遂行の実施責任を負っています。

【原則4 - 9 独立社外取締役の独立性判断基準および資質】

社外取締役の選定にあたっては、東京証券取引所の定める独立性基準とともに、当社独自の「独立性に関する基準」を作成し、独立性を判断しております。なお、社外監査役の独立性も同様です。

【補充原則4 - 10 独立社外取締役を主要な構成員とする指名・報酬委員会の設置】

当社は、取締役会の任意の諮問機関として、指名・報酬委員会を設置することで、統治機能の更なる充実を図っております。指名・報酬委員会は、過半数が社外取締役及び当社から独立した社外有識者で構成され、社外取締役を委員長としております。また、取締役会の審議に際して、議長が独立社外取締役の発言を促す等、独立社外取締役の適切な関与と助言を得るよう努めることとしております。

【補充原則4 - 11 役員の兼任状況】

当社役員(社外を含めた取締役及び監査役)の重要な兼職の状況については、『第33回定時株主総会招集ご通知』41ページ「4.会社役員に関する事項」のとおりであり、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力の確保については問題ないと認識しております。

[揭示アドレス] [https://www.prins.co.jp/file/ja/article/3726/pcn\\_ir\\_file/2/](https://www.prins.co.jp/file/ja/article/3726/pcn_ir_file/2/)

【補充原則4 - 11 取締役会の実効性に関する分析・評価の概要】

当社は、2018年から毎年、取締役会の実効性評価を行っています。全取締役及び全監査役を対象に取締役会の実効性に関する評価の趣旨等を説明のうえ、質問票を配布し、全員からの回答により得られた結果に基づき、取締役会に報告し、分析・評価結果及び指摘された課題等について認識の共有と実効性の向上に向けた意見交換を行い、その概要を開示しております。

【補充原則4 - 14 役員に対するトレーニングの方針】

当社は、以下のとおり、取締役・監査役に対するトレーニングの方針を策定し、取締役及び監査役に対し、その期待される役割や責務、必要とされる資質・知識などを踏まえ、目的に応じた以下の研修等を実施するほか、各取締役及び監査役が個別に必要なトレーニング機会の提供及び費用の負担を行っています。

【常勤取締役・常勤監査役】

- ・法的な職責を理解するための研修の実施(就任時)
- ・外部セミナー等への参加(毎期)

【社外取締役・社外監査役】(該当者の専門分野を除く)

- ・会社概要に関する説明の実施(就任時)
- ・法的な職責を理解するための研修の実施(就任時)
- ・当社の事業を理解するための施策への参加(社内行事への参加、経営陣幹部との交流等)

【原則5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、株主からの対話(面談)の申込みに対しては、【基本原則5】にてご説明させていただきました(1)から(5)の手段により、積極的対応を行ってまいります。

また、当社は、株主をはじめとするステークホルダーの皆様に、当社グループの経営理念や長期的な経営ビジョンを共有いただけるよう、法令等により義務づけられている情報に加え、会社の意思決定の透明性・公平性を確保し、実効的なコーポレートガバナンスを実現する観点から、経営方針やガバナンスに係る情報等の非財務情報についての開示の拡充を図るとともに、情報の開示にあたっては、株主をはじめとするステークホルダーの皆様に開示した内容を十分理解いただけるよう、具体的かつわかり易い表現に配慮した記述に努めてまいります。

(参考)

【基本原則5】

- (1)株主総会における質疑応答
- (2)年2回(1月、7月)のアナリスト・機関投資家向け決算説明会
- (3)機関投資家とのショートミーティング・個別面談
- (4)個人投資家向けIRセミナー参加による企業説明会
- (5)IR専用電話窓口の設置

HP: <https://www.prins.co.jp/contact-corp.html> (フォームでの問い合わせ)

TEL: 03-5730-1442 経営企画室(土日祝日、年末年始を除く)

- (6)当社ウェブサイトにおける「IR情報」の充実

[揭示アドレス] <https://www.prins.co.jp/company/ir/>

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

## 【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社リッチモンド	2,009,800	39.89
MSIP CLIENT SECURITIES	371,400	7.37
上田 満弘	365,200	7.25
上田 トモ子	300,000	5.95
上田 雄太	300,000	5.95
上田 修平	300,000	5.95
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN	217,000	4.31
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	149,500	2.97
MSCO CUSTOMER SECURITIES	36,600	0.73
クレディ・スイス証券株式会社	31,400	0.62

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明

## 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	5月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

## 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

## 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

## 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

## 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態

監査役設置会社

## 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

#### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
神谷宗之介	弁護士													
松本次夫	公認会計士													

#### 会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

#### 会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
神谷宗之介		独立役員であります。	<p>(社外取締役候補者とした理由)</p> <p>弁護士としての豊富な知識と経験、幅広い見識を有しており、取締役会等において、自らの知見に基づき、適宜、意見・提言を行っております。引き続き、同氏の知識や経験等を経営の監督等に生かしていただけると判断したため、引き続き社外取締役といたしました。</p> <p>(独立性に関する事項)</p> <p>同氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たすとともに当社独自の「独立性判断基準」も満たしております。同氏と当社との間に特別の利害関係は無いことから、同氏の独立性は確保されていると判断しております。</p>

松本次夫	独立役員であります。	<p>(社外取締役候補者とした理由) 公認会計士としての高い専門性、豊富な知識と経験を有することから、その見識を生かして、当社の経営に対する監督や助言を行い、コーポレート・ガバナンスの一層の強化・充実を図ることができるものと判断したため、社外取締役といたしました。</p> <p>(独立性に関する事項) 同氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たすとともに当社独自の「独立性判断基準」も満たしております。同氏と当社との間に特別の利害関係は無いことから、同氏の独立性は確保されていると判断しております。</p>
------	------------	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	5	0	2	2	1	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	5	0	2	2	1	0	社外取締役

補足説明

取締役会の諮問機関として、独立社外取締役、社外有識者、代表取締役社長、取締役副社長により構成され、取締役の選任及び解任に関する事項や、報酬における基本方針・個別報酬等について、取締役会に答申しております。  
なお、独立社外取締役が当委員会の委員長を務めております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

代表取締役の下に日常業務の適正性及び効率性を監査する内部監査室(1名)を設置しております。  
内部監査は、各年度に策定する内部監査年度計画に従い、各部門部署およびグループ会社の業務監査、代表取締役への監査結果報告、業務改善の指導、確認等を代表取締役直轄で行っており、監査役会及び会計監査人との連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
長谷川輝夫	他の会社の出身者													
肥沼晃	税理士													
有川弘	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
長谷川輝夫		独立役員であります。	金融機関、コンサルティング及び研修・人材育成事業の企業において、長年にわたる経験と幅広い知識及び見識を有し取締役会に出席する他、常勤監査役として必要に応じた社内重要会議に出席し、決議事項及び報告事項等に対し、適宜適切な意見を発言し、経営監督機能を果たしております。
肥沼晃		独立役員であります。	税理士としての専門的な知識と経験を有しており、取締役会に出席し、決議事項及び報告事項等に適宜適切な意見を発言し、経営監督機能を果たしております。
有川弘		独立役員であります。	長年にわたり金融機関の経営に携わっており、その豊富な経験と高い見識を有しており、取締役会に出席し、決議事項及び報告事項等に対し、適宜適切な意見を発言し、経営監督機能を果たしております。

【独立役員関係】

独立役員の数	5名
--------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

業績条件付有償ストックオプションを導入しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員、子会社の従業員、その他

該当項目に関する補足説明

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	2018年3月5日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役6 当社従業員12 当社子会社の元役員1 当社子会社従業員1
新株予約権の数(個)	4,895 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類 内容及び数(株)	普通株式489,500 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	924 (注)2
新株予約権の行使期間	2020年9月1日から2028年3月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合 の株式の発行価格及び資本繰入額(円)	発行価格926 資本繰入額463 (注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2021年5月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末現在(2021年7月31日)においてこれらの事項に変更はありません。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。  
調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権数の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × 1 / 分割・併合の比率

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × (既発行株式数 + (新株発行株式数 × 1株当たり払込金額) / 1株当たり時価) / 既発行株式数 + 新株発行株式数

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金など増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 本新株予約権の行使条件は以下のとおりです。

新株予約権者は、当社の営業利益が、下記(a)乃至(c)に掲げる条件を充たしている場合、各新株予約権者に割当てられた本新株予約権のうち、条件を充たした号に掲げる割合の範囲内で、当該各号の条件をそれぞれ最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から行使することができる。

(a) 2020年5月期乃至2022年5月期のいずれかの期の営業利益が500百万円を超過した場合：20%

(b) 2020年5月期乃至2023年5月期のいずれかの期の営業利益が700百万円を超過した場合：50%

(c) 2020年5月期乃至2024年5月期のいずれかの期の営業利益が1,000百万円を超過した場合：100%

なお、上記における営業利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書)における営業利益を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。また、行使可能割合の計算において、各新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

本新株予約権の行使にあたっては、各新株予約権者に割当てられた本新株予約権のうち、上記(a)乃至(c)の各条件の達成により行使可能となった本新株予約権の全部又は一部を、以下の区分に従って、それぞれ行使することができる。但し、行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

(a) 上記の各条件を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から1年間：当該条件で新たに行使可能となった本新株予約権の25%まで

(b) 上記の各条件を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日の1年経過後から1年間：当該条件で新たに行使可能となった本新株予約権の50%まで

(c) 上記の各条件を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日の2年経過後から行使期間終



期まで：当該条件で新たに行使可能となった本新株予約権の100%

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めめた場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

#### 5. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合、当社は、組織再編行為の効力発生日に、新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記5 に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記表に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記表に定める行使期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記4に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社による承認を要するものとする。

その他新株予約権の行使の条件

上記4に準じて決定する。

その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

### 該当項目に関する補足説明

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役の報酬は、2021年8月30日開催の第33回定時株主総会において年額 4億円以内(うち社外取締役分は年額5,000万円以内とし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)、監査役の報酬額を年額5,000万円以内と決議をいただきました。、報酬限度額の範囲内で、各取締役の責任と業績に対する貢献に応じて決定しております。

取締役の報酬制度は、基本報酬に業績評価報酬を加えた固定報酬と業績評価に基づく役員賞与とし、個々の取締役の業績評価固定報酬、報酬額決定の透明性及び公平性を確保するため、独立社外取締役・社外有識者等で構成される任意の委員会である「指名・報酬委員会」に諮問し、その答申を反映した上で、取締役会にて協議し決定しております。業績連動報酬、および2018年3月に実施した有償ストックオプション以外の株式報酬につきましては、現時点では導入しておりませんが、連結年度予算の達成・企業価値向上、株主との価値共有を目的としたインセンティブプランの導入は今後検討してまいります。

なお、社外取締役については、業務執行から独立した立場であることから、基本報酬のみで構成された固定報酬としております。

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役は、取締役会事務局である人事総務部を窓口として、関連部署へ追加の情報提供を求め、関連部署は要請に基づく情報や資料を適宜提供しております。

社外監査役は、独立役員である常勤監査役が中心になり、内部監査室および人事総務部を窓口として、関係各部に情報や資料の提供を求めています。

また、社外取締役、社外監査役が必要と判断する場合には、当社の費用で外部の専門家の助言が得られる体制を社内規程等で整備しております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

企業統治の体制

当社は監査役会設置会社を採用しております。

取締役は当有価証券報告書提出日現在8名で、うち2名が社外取締役(うち2名が独立役員)であります。取締役会では、経営戦略や事業計画及び重要な業務執行などの提案について活発・有効な議論がなされております。

監査役は当有価証券報告書提出日現在3名で、うち3名が社外監査役(うち3名が独立役員)であります。監査役会では、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議を行い、又は決議しております。

取締役会、監査役会のほか、「a. 経営会議」「b. 指名・報酬委員会」「c. コンプライアンス・リスクマネジメント委員会」「d. ISO対策室」を設けております。

a. 経営会議

代表取締役社長、取締役副社長、業務執行取締役、執行役員で構成され、各規程に基づき審査すべき業務執行に係る議案を精査し、付議しております。

b. 指名・報酬委員会

取締役会の諮問機関として、独立社外取締役、社外有識者、代表取締役社長、取締役副社長により構成され、取締役の選任及び解任に関する事項や、報酬における基本方針・個別報酬等について、取締役会に答申しております。なお、独立社外取締役が当委員会の委員長を務めております。

c. コンプライアンス・リスクマネジメント委員会

代表取締役社長、取締役副社長、業務執行取締役、執行役員で構成され、全社的なリスクの総括的な管理とリスク評価(管理・対応)、法令や社内外の規則・規範の遵守並びに適正業務の遂行を目的として設置・運営しております。

その協議結果は取締役会・経営会議・部支店長会議その他会議体にて共有し、コンプライアンス遵守状況やリスクの早期発見、未然の防止に努めております。

d. ISO対策室

情報漏洩の絶無や情報セキュリティ事故防止、環境等に係るリスク体制の強化を目的として、情報セキュリティマネジメントシステム(ISO27001)及び環境マネジメントシステム(ISO14001)を構築し、社内各部門に対する内部監査、定期的な従業員教育を実地しております。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役3名が全て社外監査役かつ独立役員であるため、独立社外取締役と連携することにより経営に対する監査・監督機能が十分に機能する体制であると考え、現時点では当該体制を採用しております。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	完成次第、速やかに当社ウェブサイトおよび東証の情報閲覧サービスで開示しております。また、招集通知の発送についても、会社法で定める期日より数日早く発送を行っております。
集中日を回避した株主総会の設定	8月開催につき、集中日はございませんが、できるだけ出席いただきやすい開催日を選択するよう努力しております。
電磁的方法による議決権の行使	今後、実施について検討してまいります。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	現在、当社における機関投資家や海外投資家の比率は相対的に低いため、議決権電子行使プラットフォームの利用は実施しておりません。今後につきましては、機関投資家や海外投資家の株式保有比率やその推移を踏まえ、導入の検討を行ってまいります。
招集通知(要約)の英文での提供	現在、当社における機関投資家や海外投資家の比率は相対的に低いため、招集通知等の英訳は実施しておりません。今後につきましては、機関投資家や海外投資家の株式保有比率やその推移を踏まえ、導入の検討を行ってまいります。

### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	現在、年2回程度の割合で実施しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回の決算説明会を開催し、代表取締役が概要説明を行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ウェブサイト「IR・PR情報」コーナーにおいては、決算短信、有価証券報告書、決算説明資料、招集通知、事業説明会資料をはじめ、コーポレートガバナンス、経営指標推移、財務情報等に関する広範な資料を掲載しています。 <a href="https://www.prins.co.jp/company/ir/">https://www.prins.co.jp/company/ir/</a>	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画室を担当部署としております。	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	<p>「コーポレートガバナンスに関する基本方針」において、冒頭で下記の通り定めています。 ( が該当箇所となります。)</p> <p>当社グループは、経営理念に基づき長期的かつ安定的に発展することを目指している。企業価値の最大化を図り、企業の社会的責任を果たしていくためには、透明性が高く環境の変化に迅速に対応できる経営体制の確立とコンプライアンス遵守の経営を追求することが不可欠であると考えており、コーポレートガバナンス体制の充実を経営の最重要課題と位置づけている。以上から下記5項目を基本方針とし、積極的に取り組んでいく。</p> <p>株主の権利・平等性の確保【コーポレートガバナンス・コード 基本原則 1、原則 1-1】 当社グループは、株主総会における議決権をはじめとする株主の権利が実質的に確保されるよう、積極的な情報開示及び円滑な議決権行使のための環境整備に努める。</p> <p>株主以外のステークホルダーとの適切な協働【コーポレートガバナンス・コード 基本原則 2】 経営理念に基づいて、長期的かつ安定的に発展し、ユーザー、クライアント、株主、従業員、取引先、国・行政、地域社会等当社が重要と位置づけている全てのステークホルダーにとって魅力的な企業として継続的に企業価値を向上させていく。</p> <p>適切な情報開示と透明性の確保【コーポレートガバナンス・コード 基本原則 3】 法令に基づく開示を適切に行うことに加え、会社の意思決定の透明性・公正性を確保し、実効的なコーポレートガバナンスを実現するとの観点から、コーポレートガバナンス・コードの各原則において開示を求められている事項等について、主体的に開示を行う。</p> <p>取締役会等の責務【コーポレートガバナンス・コード 基本原則 4、原則 4-1、4-3】 取締役会は、経営の基本方針を決定するとともに、経営監督機能を担う。また、法令で定められた専決事項に加え、経営理念、コーポレートガバナンス体制、連結業績やグループのレピュテーションに大きな影響を与える業務執行の決定を行う。一方で、迅速な意思決定の重要性に鑑み、代表取締役社長に業務執行権限を一定の範囲において委譲し、その執行状況を監督する。取締役は、株主により選任された経営の受託者として、その職務の執行について忠実義務・善管注意義務を負い、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献する。</p> <p>株主との対話【コーポレートガバナンス・コード 基本原則 5、原則 5-1】 当社グループはIR担当役員を設置し株主との対話を促進する。機関投資家からの面談依頼に対して合理的な範囲で応じるとともに、個人株主からの問い合わせについても対応できる体制を整備する。</p>

<p>環境保全活動、CSR活動等の実施</p>	<p>当社は、IT機器と関連ソフトウェアのライフサイクルマネジメント(LCM)を中核サービスとしております。当社のこのサービスそのものが、社会的課題(労働力人口の減少・働き方改革・IT人材不足等)、環境課題(循環型経済・シェアリングエコノミー・リユース推進等)に対する直接的な課題解決となるものであるため、当社事業の拡大は社会的使命であると考え推進しております。</p> <p>また、LCMサービス以外においても、社会・環境問題に積極的に取り組むとともに、その取り組み状況を株主通信やホームページにて開示しております。</p> <p>[開示アドレス] <a href="https://www.prins.co.jp/company/responsibility.html">https://www.prins.co.jp/company/responsibility.html</a></p>
<p>ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定</p>	<p>「コーポレートガバナンスに関する基本方針」で株主および株主以外のステークホルダーとの関係について、当社の基本的考え方を定め、株主との対話の方針についても規定しております。</p>

## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、内部統制システム構築の基本方針を取締役会において、以下のとおり決議しております。

内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、当社の業務の適正を確保するため、当社の果たすべき社会的責任を認識し、コーポレート・ガバナンスの充実と同時に、コンプライアンス経営を徹底し、リスク管理の観点から、各種リスクを未然に防止する内部統制システムを構築しています。

- a. 当社グループの取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (a) 当社グループでは、法令及び定款を遵守するための社内規程を定めており、これらに基づき職務を行うことを徹底しております。
  - (b) 当社グループでは、情報セキュリティ、労務、インサイダー、各種法令に関する社内教育・研修等を定期的の実施することによりコンプライアンスへの理解を深め、健全な職務執行を行う環境を整備しております。
  - (c) 当社グループでは、当社各部門及び子会社での職務執行状況について、当社の内部監査室が監査を行い、問題点があれば当該部門に指摘するとともに、代表取締役社長及び取締役に報告し、当該部門の改善を求め、業務の適正を確保しております。
  - (d) 当社グループでは、法令及び定款の違反行為を取締役又は使用人が知覚した場合は、監査役又は匿名性の確保された社外窓口に通報できる体制を整えております。
- b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - (a) 取締役の職務の執行に係る情報(次に掲げる記録を含む。 )は、書面又は電磁的記録媒体等への記録により、法令及び社内規程に基づき適切に保存及び管理しております。
    - ・株主総会議事録
    - ・取締役会議事録
    - ・その他取締役の職務執行に関する重要な記録
  - (b) 取締役及び監査役が、取締役の職務の執行に係る情報の記録を随時閲覧できる体制を整えております。
- c. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - (a) 当社グループでは、「リスク管理規程」を定め、取締役会その他の重要な会議において、事業活動に潜在する重大な損失の危険を特定し、その重大な損失の発生を知覚した場合は、速やかに取締役会において報告する体制を整えております。
  - (b) 当社グループでは、優秀な人材の確保及び育成が重要と考え、積極的に採用活動及び教育活動を行い、組織強化に努めております。
  - (c) 当社グループでは、情報セキュリティ、環境等に係るリスクについては、ISO27001(情報セキュリティ)、ISO14001(環境)の各規程に準拠したマネジメントシステムを構築し、分析・計画、実行、審査・レビュー、改善のマネジメントサイクルを維持し、適正に職務執行を行う体制を確立するとともに、各担当部署及び各子会社にて規程・マニュアル等を制定し教育・周知徹底を行っております。
  - (d) 当社グループでは、各部門長が業務遂行に係るリスクの定常管理を行い、従業員の相互牽制によるリスク管理を実地するとともに、リスク管理のモニタリングについては、内部監査部門を中心にコンプライアンス及びリスク管理の観点を踏まえて定期的に監査を行っております。
- d. 当社及び当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - (a) 当社グループ各社では、定時取締役会を毎月開催し、重要事項に関する意思決定を行い、取締役の職務の執行を監督しております。また、当社グループ全体に影響を及ぼす重要事項に関しては、多面的な検討を経た上で当社取締役会にて意思決定を行う体制を整えております。
  - (b) グループ各社では、取締役及び役職のある使用人で構成される会議を定期的開催し、取締役会における決定事項に基づき、これを適切に執行するための基本的事項の意思決定を機動的に行っております。
  - (c) 当社グループの取締役は、グループ各社の取締役会で決議された組織構成及び取締役の職務分掌に基づき職務を執行しております。
  - (d) 当社では、取締役会の実効性評価を実施し、今後の取締役の職務の一層の適正化や効率の向上を図っております。
- e. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
  - (a) 当社グループでは、法令及び定款を遵守するための社内規程を定めており、これらを遵守し適切な取引を行うことを徹底しております。
  - (b) 当社は、グループ会社の役員が参加する会議を開催することで、各グループ会社の取締役等の職務の執行に係る事項、経営内容、事業計画等の状況を確認する体制を整えております。また、当該会議を通じて当社の経営情報の伝達を図る体制を整えております。
  - (c) 当社は、取締役が当社グループ間の取引の不正を知覚した場合は、速やかに取締役会において報告し、監査役が監査を受ける体制を整えております。
- f. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項
  - (a) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、取締役と監査役との協議の上、必要と認められる範囲で配置する体制を整えております。
  - (b) 監査役がその職務を補助すべき使用人についての任命、解任等の異動に係る事項及び業務評価の決定については、監査役会の事前の同意を得ることとしております。
  - (c) 監査役がその職務を補助すべき使用人は、監査役がその職務を補助すべき業務に関し、取締役及び取締役会からの指示を受けないこととしております。
  - (d) 監査役がその職務を補助すべき使用人は、監査役の指揮命令に従うものとし、他部署の業務を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先することとしております。

- g. 当社グループの取締役及び使用人等が監査役に報告をするための体制、報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制、その他監査役が実効的に行われることを確保するための体制
- (a) 取締役は、監査役の出席する取締役会において随時その担当する業務の執行状況について報告を行っております。
- (b) 監査役は、当社の取締役会その他取締役及び使用人が出席する重要な会議に出席できる体制となっております。
- (c) 当社は、監査役が必要に応じ子会社の取締役会その他子会社の取締役が出席する重要な会議に出席を求めることができる体制を整備しております。
- (d) 当社グループの取締役及び使用人は、監査役の求めにより、業務執行に関する重要文書の提供及び説明を行い、監査役が職務が円滑に行われるよう迅速かつ確に協力することとなっております。
- (e) 当社グループは、監査役へ報告を行った当社グループの取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止しております。
- (f) 監査役に係る規程の改廃は監査役会が行っております。
- h. 監査役が職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査役は必要に応じて、法律・会計等の専門家に相談することができ、当社はその費用を負担しております。また、監査役が職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をしたときは、当社は速やかに当該費用又は債務を処理することとしております。
- i. 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 当社は、財務経理担当執行役員を定め、財務報告に関する社内規程を整備し、「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」に準拠して連結財務諸表及び個別財務諸表を作成し、当社及び連結子会社における財務報告の信頼性を確保します。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- (1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
- 当社及び当社の子会社の倫理・行動規範に、反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方として、反社会的勢力・団体に対して毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断するとともに、反社会的勢力・団体の活動を助長もしくは加担するような行為は行わないことを定めます。
- (2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況
- a. 行動規範
- 当社は、行動憲章において「反社会的勢力との関係遮断」を掲げ、当社グループ全体でこれに取り組みます。
- b. 対応統括部署及び不当要求防止責任者の設置状況
- 人事総務部を反社会的勢力の対応部門とし、反社会的勢力に関する情報を一元管理し、当該勢力との関係を遮断するための取り組みを支援するとともに社内体制の整備、研修活動の実施、対応規程の管理の他、外部専門機関との連携等を行っております。
- 取締役副社長を不当要求防止責任者とし、当社グループ各社に対して、反社会的勢力からの不当要求に断固とした対応を取るよう指揮命令することができる体制を構築しております。
- c. 外部専門機関との連携状況
- 平時から、顧問弁護士、警視庁組織犯罪対策課及び特殊暴力防止対策連合会等の外部専門機関と連携し、相談、報告あるいは、通報することができる体制を整備しております。
- d. 反社会的勢力との関係を遮断するための対策
- 調査会社等の外部機関を活用し、取引先等の属性判断を行うことにより、反社会的勢力か否かを厳格に精査しております。
- また、従業員のコンプライアンスに関する意識を高めるため、反社会的勢力との関係遮断に関する事項を含む行動憲章全般に関する啓蒙活動を定期的実施しております。
- e. 対応規程の整備状況
- 行動憲章に定める「反社会的勢力との関係遮断」をより実効的なものとするため、『反社会的勢力への対応に関する規程』を策定し、反社会的勢力への対策及び被害を防止するための具体的な対応方法を明確にしております。

## その他

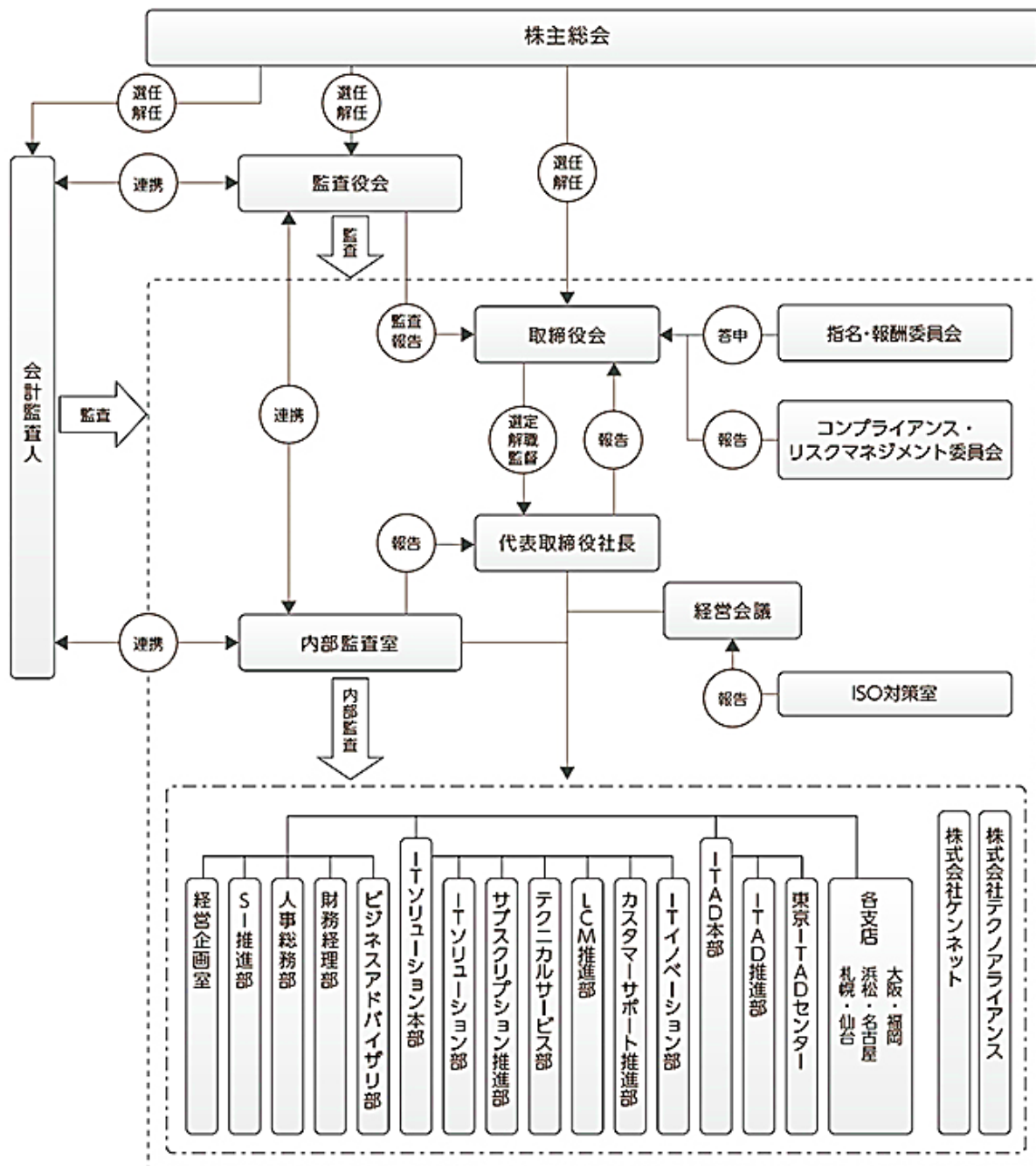
### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項



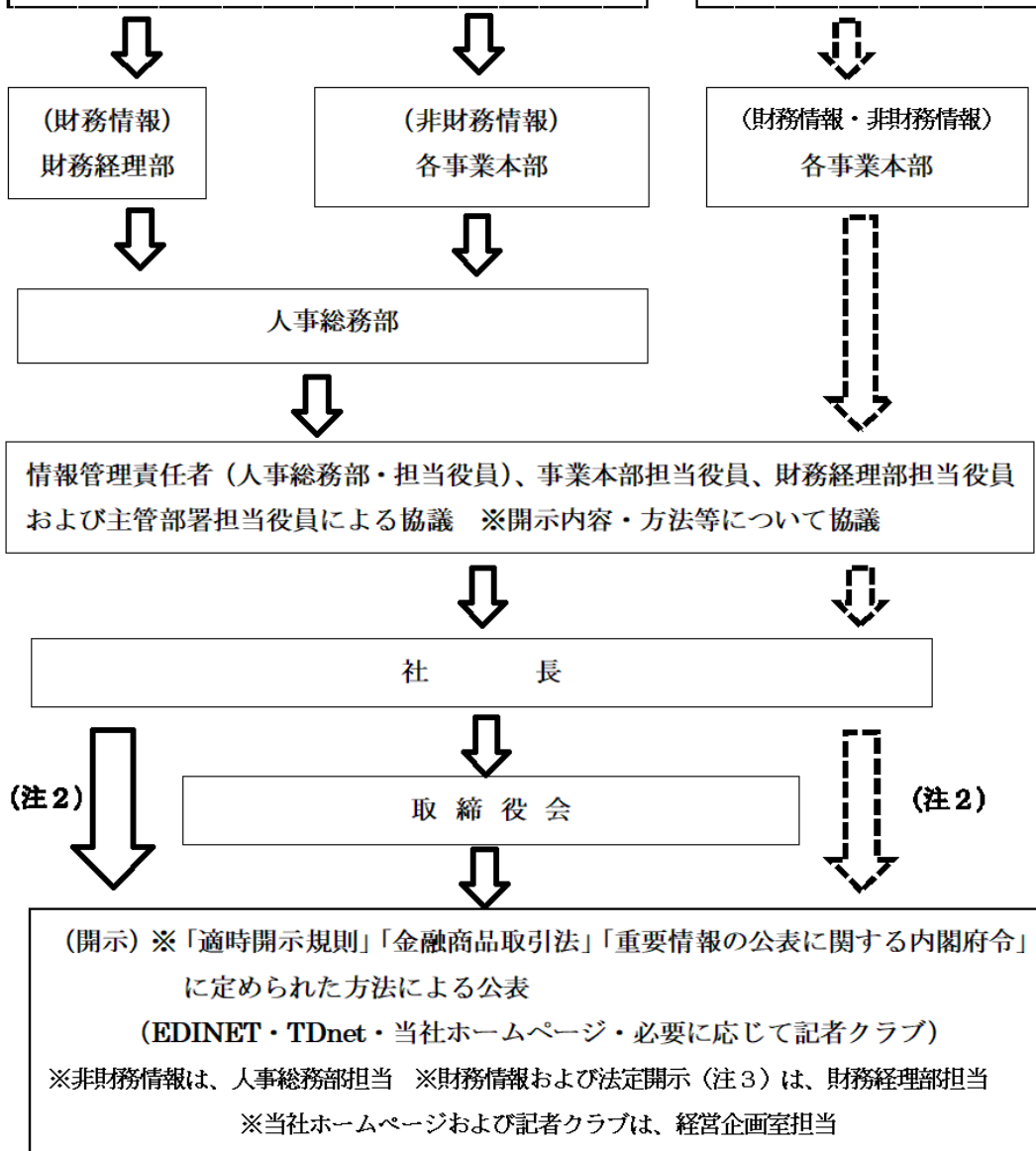
## 会社情報の開示に係る社内体制の概略図

### ■適時開示情報

◆情報の主管部署（グループ会社含む）  
 ◆決定事実・発生事実  
 適時開示情報に該当する、あるいは該当しないことが明らかでない情報を含む

### ■FD ルールの対象情報（注1）

◆当社役員および社員  
 ◆取引関係者の一部に伝達した、あるいは伝達されたことを知った場合



(→) は情報の流れを示す。

(注1) 該当しないことが明らかでない情報を含む

(注2) 案件によっては、社長の承認により開示を行なう場合もある。

(注3) 法定開示情報の開示は本概略図によらない。